

○国土交通省告示第五百九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の二の四第一項第七号口の規定に基づき、準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月四日

国土交通大臣 中野 洋昌

準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件の一部を改正する告示

準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件（平成十二年建設省告示第千四百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十九条の二の四第一項第七号口の国土交通大臣が定める数値は、第二第一項に規定する場合を除き、次の表に掲げる給水管、配電管その他の管（以下「給水管等」という。）の用途、覆いの有無、材質、肉厚及び当該給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分に応じ、それぞれ同表に定める数値とする。

（表略）

改正前

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十九条の二の四第一項第七号口の規定に基づき国土交通大臣が定める準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管（以下「給水管等」という。）の外径は、給水管等の用途、覆いの有無、材質、肉厚及び当該給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分に応じ、それぞれ次の表に掲げる数値とする。

（表略）

（新設）

第二 硬質塩化ビニルで造られた内管（日本産業規格（以下「JIS」という。）K六七四一（硬質ポリ塩化ビニル管）に規定するVP、HIVP若しくはVU、JIS K六七四二（水道用硬質ポリ塩化ビニル管）に規定するVP若しくはHIVP、JIS K六七七六（耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管）に規定するHT若しくはJIS K九七九八（リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管）又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。）と繊維モルタル（有機物の量が重量の八パーセント以下のものに限る。）で造られた外管の二層構造とした給水管等（以下この項において「耐火二層管」という。）が耐火二層管貫通部二時間耐火構造、耐火二層管貫通部一時間耐火構造、耐火二層管貫通部一時間耐火構造又は耐火二層管貫通部四十五分間耐火構造（以下この項において「耐火二層管貫通部構造」という。）の床又は壁を貫通する場合における令第百二十九条の二の四第一項第七号口の国土交通大臣が定める数値は、次の表に掲げる外管の肉厚及び外径並びに内管の肉厚（以下この項において「外管肉厚等」という。）の区分に応じ、それぞれ同表の内管の外径の欄に定める数値とする。

外管

内管

七・〇ミリメートル以上	六・五ミリメートル以上	六・〇ミリメートル以上	六・〇ミリメートル以上	六・〇ミリメートル以上	六・〇ミリメートル以上	六・〇ミリメートル以上	六・〇ミリメートル以上	六・〇ミリメートル以上	肉厚
百五十六ミリメートル以上	百二十九ミリメートル以上	百二ミリメートル以上	八十九ミリメートル以上	七十三ミリメートル以上	六十一ミリメートル以上	五十一・五ミリメートル以上	四十五・五ミリメートル以上	四十五・五ミリメートル以上	外径
四・一ミリメートル以上	三・一ミリメートル以上	二・七ミリメートル以上	二・二ミリメートル以上	一・八ミリメートル以上	一・八ミリメートル以上	三・五ミリメートル以上	三・五ミリメートル以上	三・〇ミリメートル以上	肉厚
百四十一ミリメートル	百十五ミリメートル	九十ミリメートル	七十七ミリメートル	六十一ミリメートル	四十九ミリメートル	三十九ミリメートル	三十三ミリメートル	二十七ミリメートル	外径

七・五ミリメートル以上	百八十三ミリメートル以上	五・一ミリメートル以上	百六十六ミリメートル
-------------	--------------	-------------	------------

- 一 給水管等の外管肉厚等がこの表に掲げる二以上の区分に該当する場合においては、これらの区分のそれぞれに対応する同表の内管の外径の欄に定める数値のうち、いずれか大きい数値とすること。
- 二 内部に電線等を挿入していない予備配管にあつては、当該管の先端を密閉してあること。
- 三 給水管等の耐火二層管貫通部構造の床又は壁を貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に一メートル以内の距離にある部分が耐火二層管であること。

2

前項の「耐火二層管貫通部二時間耐火構造」とは、次の各号のいずれかに適合する構造をいう。

一 次に掲げる基準に適合すること。

イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める基準に適合すること。

- (1) 給水管等が床を貫通する場合 当該床が鉄筋コンクリート造（令第七十九条第二項の規定により同条第一項の規定を適用しないもの（平成十三年国土交通省告示第千三百七十二号第二項の規定を適用するものに限る。）にあつては、防火上支障のないものに限る。以下同じ。）又は鉄骨鉄筋コンクリート造（令第七十九条の三第二項の規定により同条第一項の規定を適用しないもの（同告示第二項の規定を適用するものに限る。）にあつては、防火上支障のないものに限る。以下同じ。）であること。

- (2) 給水管等が壁を貫通する場合 当該壁が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが三十ミリメートル未満のもの

を除く。以下同じ。）であること。

ロ 床又は壁の給水管等が貫通する部分の被覆厚（内部に中空部を有する床又は壁にあつては当該床又は壁の厚さから当該中空部の厚さを差し引いた厚さをいい、内部に中空部を有しない床又は壁にあつては当該床又は壁の厚さをいう。以下同じ。）が百ミリメートル以上であること。

二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）

（第二条第七号の国土交通大臣の認定を受けたものうち次に掲げる基準に適合するものであり、かつ、床又は壁の給水管等が貫通する部分の被覆厚が百ミリメートル以上であること。

イ 床又は壁（耐力壁に限る。）に通常の火災による火熱が二時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

ロ 令第一百七条第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合すること。

3 第一項の「耐火二層管貫通部一時間耐火構造」とは、次の各号のいずれかに適合する構造をいう。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める基準に適合すること。

イ 給水管等が床を貫通する場合 当該床が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであること。

(1) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のもので、給水管等が貫通する部分の被覆厚が七十ミリメートル以上のもの

(2) 軽量気泡コンクリートパネルを用いたもので、給水管等が貫通する部分の被覆厚が百ミリメートル以上のもの

(3) デッキプレート版（平板状又は波板状の鋼板その他これに類する成形を行ったものにコンクリートを打込んで鋼板とコンクリートが一体化した板状のもの（有効なコンクリートの定着のための措置を行ったものに限る。）をいう。以下同じ。）を用

いたもので、給水管等が貫通する部分のコンクリート厚さ（コンクリートの表面から鋼板の上面までの距離の最小値をいう。）

）が七十ミリメートル以上のもの

ロ 給水管等が壁を貫通する場合 当該壁が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨コンクリート造のもの又は軽量気泡コンクリートパネルを用いたもので、給水管等が貫通する部分の被覆厚が七十五ミリメートル以上のものであること。

二 法第二条第七号の国土交通大臣の認定を受けたものうち次に掲げる基準に適合するものであり、かつ、床又は壁の給水管等が貫通する部分の被覆厚が、床にあつては百ミリメートル以上、壁にあつては七十五ミリメートル以上であること。

イ 床又は壁（耐力壁に限る。）に通常の火災による火熱が一時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

ロ 令第一百七条第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合すること。

4 第一項の「耐火二層管貫通部一時間準耐火構造」とは、次の各号のいずれかに適合する構造をいう。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める基準に適合すること。

イ 給水管等が床を貫通する場合 当該床が次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 床根太及び下地を木材又は鉄材で造ること。

(2) 表側の部分に厚さが十二ミリメートル以上の構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、デッキプレートその他これらに類するもの（次項第一号イ(2)において「合板等」という。）

の上に厚さが十二・五ミリメートル以上のせっこうボード（強化せっこうボードを含む。以下同じ。）、硬質木片セメント板又は軽量気泡コンクリートパネルを張ったものを張ること。

(3) 裏側の部分又は直下の天井に厚さが十二・五ミリメートル以

上の強化せつこうボードを二枚以上張ること。

ロ 給水管等が壁を貫通する場合 当該壁が次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 間柱及び下地を木材又は鉄材で造ること。

(2) 両側に厚さが十二・五ミリメートル以上のせつこうボードを二枚以上張ること。

二 令第一百十二条第二項の国土交通大臣の認定を受けたもの（内部に中空部を有するものに限る。）であり、かつ、次に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める基準に適合すること。

イ 給水管等が床を貫通する場合 当該床の中空部を区画する部分のうち表側の部分の厚さが二十四・五ミリメートル以上であり、かつ、当該床を区画する部分のうち裏側の部分又は直下の天井の厚さが二十五ミリメートル以上であること。

ロ 給水管等が壁を貫通する場合 当該壁の中空部を区画する部分のいずれかの厚さの最小値が二十五ミリメートル以上であること。

5 第一項の「耐火二層管貫通部四十五分間準耐火構造」とは、次の各号のいずれかに適合する構造をいう。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める基準に適合すること。

イ 給水管等が床を貫通する場合 当該床が次に掲げる基準に適合すること。

(1) 床根太及び下地を木材又は鉄材で造ること。

(2) 表側の部分に厚さが十二ミリメートル以上の合板等の上に厚さが九・五ミリメートル以上のせつこうボード又は軽量気泡コンクリートパネルを張つたものを張ること。

(3) 裏側の部分又は直下の天井に厚さが十五ミリメートル以上の強化せつこうボードを張ること。

ロ 給水管等が壁を貫通する場合 当該壁が次に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 間柱及び下地を木材又は鉄材で造ること。
- (2) 両側に厚さが十二・五ミリメートル以上のせっこうボードの上
上に厚さが九・五ミリメートル以上のせっこうボード若しくは
難燃合板を張ったものを張るか、又は両側に厚さが九・五ミリ
メートル以上のせっこうボード若しくは難燃合板の上に厚さが
十二・五ミリメートル以上のせっこうボードを張ったものを張
ること。
- 二 法第二条第七号の二の国土交通大臣の認定を受けたもの（中空部
を有するものに限る。）のうち令第一百七七条の二第一号から第三号ま
でに掲げる技術的基準に適合するものであり、かつ、次に掲げる場
合の区分に応じ、当該イ又はロに定める基準に適合すること。
- イ 給水管等が床を貫通する場合 当該床の中空部を区画する部分
のうち表側の部分の厚さが二十一・五ミリメートル以上であり、
かつ、当該床を区画する部分のうち裏側の部分又は直下の天井の
厚さが十五ミリメートル以上であること。
- ロ 給水管等が壁を貫通する場合 当該壁の中空部を区画する部分
のいずれかの厚さの最小値が二十二ミリメートル以上であること。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(壁等の構造方法を定める件等の一部改正)

2 次に掲げる告示の規定中「平成十二年建設省告示第千四百二十二号」の下に「第一」を加える。

一 壁等の構造方法を定める件（令和六年国土交通省告示第二百二十七号）第八第二項第三号

二 主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分を区画する床等の構造方法を定める件（令

和六年国土交通省告示第二百三十一号）第四第二項第三号

三 建築基準法第二十一条第二項に規定する建築物の部分又は防火設備の構造方法を定める件（令

和六年国土交通省告示第二百八十四号）第一第二号リ(3)